

6 宮崎県高等学校総合体育大会開催基準要項

昭和47年	3月17日制定	平成22年	4月	1日改訂
平成7年	3月7日改訂	平成31年	4月	1日改訂
平成21年	4月1日改訂	令和3年	4月	1日改訂
令和5年	4月14日改訂	令和6年	4月	1日改訂

1 主 旨

宮崎県高等学校教育活動の一環として、高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、高等学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

2 実施方針

- (1) 大会の実施にあたっては、県教育委員会と共同主催とし円滑な運営を期するため、県スポーツ協会、関係競技団体等関係諸機関と緊密な連携をとり、協力を得ながら教育的配慮のもとに大会の充実を期する。
- (2) 県高校総体に対する県民の理解と協力を求めながら、県下高校スポーツの普及振興と競技水準の向上をはかるとともに、強じんな身体と公正明朗な精神ならびに友情を育てるように努める。
- (3) 競技会場は加盟校の施設及び公共施設の活用を原則とする。

3 主 催

宮崎県高等学校体育連盟・宮崎県教育委員会

4 後 援

公益財団法人宮崎県スポーツ協会・宮崎県各競技団体・開催地関係機関とし、報道機関を加えることができる。

5 主 管

各競技専門部・開催地区高体連支部

6 大会の開催ならびに期間

- (1) 大会は春季、秋季の二期に分けて開催する。
- (2) 各競技の開催地は原則として宮崎市とする。
- (3) 春季大会は5月最終土曜日から6月第1週土曜日まで、秋季大会は10月から11月までを原則とする。
- (4) 各競技日数は、4日を超えないことを原則とする。但し、天候・災害その他特殊事情の場合は大会本部と別途審議する。
- (5) 九州大会県予選を兼ねることができない場合は、別途開催することができる。

7 大会の運営

- (1) 大会の円滑な運営を期するため、各競技専門委員会、監督会議及び大会1週間前に総監督会議を開催することができる。
- (2) 各競技の運営は、本連盟各競技専門部が当該県競技団体と提携しながら、これにあたる。

8 大会の名称

第〇〇回宮崎県高等学校総合体育大会 第〇〇回〇〇〇〇競技大会 兼 全国高等学校総合体育大会・全九州高等学校体育大会県予選会

9 大会の内容

全国高等学校総合体育大会および全九州高等学校体育大会の県予選を兼ねる。

10 大会の規模

(1) 競技種目を次のとおりとする。

○ 夏季大会 (32 競技)

- | | | | |
|---------------|---------------|-----------|-------------|
| ①陸上競技 | ②体操競技 | ③水泳競技 | ④バスケットボール競技 |
| ⑤バレーボール競技 | ⑥卓球競技 | ⑦ソフトテニス競技 | ⑧テニス競技 |
| ⑨サッカー競技 | ⑩ラグビーフットボール競技 | ⑪ソフトボール競技 | ⑫ハンドボール競技 |
| ⑬ウエイトリフティング競技 | ⑭登山競技 | ⑮レスリング競技 | ⑯柔道競技 |
| ⑰剣道競技 | ⑱弓道競技 | ⑲相撲競技 | ⑳バドミントン競技 |
| ㉑ホッケー競技 | ㉒空手道競技 | ㉓ローイング競技 | ㉔フェンシング競技 |
| ㉕ヨット競技 | ㉖自転車競技 | ㉗ボクシング競技 | ㉘馬術競技 |
| ㉙なぎなた競技 | ㉚少林寺拳法競技 | ㉛カヌー競技 | ㉜アーチェリー競技 |

○ 秋季大会 (1 競技 1 種目)

- ①駅伝 ②ラグビーフットボール競技 (全国大会県予選)

(2) 競技方法は学校対抗競技とする。

(3) 大会期間中に各種会議等を行う場合は、理事会の承認を得なければならない。

11 引率監督について

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。

また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(地方公務員法第 22 条の 2 に示された者)も可とする。但し、当該都道府県高体連会長に事前に届け出ること。

(2) 監督・コーチは校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

(3) 但し、県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

(1) 参加者は宮崎県高等学校体育連盟に加盟している高等学校(中等教育学校後期課程・工業高等専門学校を含む)の生徒であること

(2) 当該競技種目の全国高等学校体育大会ならびに全九州高等学校体育大会開催基準要項に定める資格の該当者であること。

(3) 年齢は平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた者とする。ただし、出場回数は、同一競技 3 回までとし、同一学年での出場は 1 回限りとする。

(4) チームの編成において、全日制の課程と定時制・通信制の課程との生徒の混成は認めない。

(5) 統廃合による合同チームの参加は認める。

(6) 参加する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。

(7) 転校後 6 ヶ月未満のものは参加を認めない。ただし、一家転住等やむを得ない場合は、所属高等学校長の申請により、県高体連会長の認可があれば、この限りではない。

(8) 上記の条件に違反した場合、または高等学校生徒として品位を保てないと認めた時は、理事会ならびに評議員会を経て、出場停止させることができる。

(9) 参加資格の特例：上記(1)に定める生徒以外で、(2)～(7)の大会参加資格を満たし、且つ、県高等学校体育連盟が承認した生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

〔大会参加資格の別途に定める規定〕

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、宮崎県高等学校体育大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する学校にあっては、学齢・修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校による生徒の混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、県高等学校体育大会予選から参加が認められ、全国・九州大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が学校教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の大会開催基準要項を遵守し、競技大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある職員が引率するとともに、万一の事故に備えて傷害保険等に加入しておくなど、万全の対策を講じておくこと。
 - ウ 大会参加に関する経費については、高等学校の会費に準ずる額の負担金を納入するものとする。
- 3 部員不足等による合同チームでの参加については別途規定を定める。(9. 合同チームの大会参加規定)

13 個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

- (1) 参加申込書に掲載された個人情報の取り扱い
 - ア 大会プログラムに掲載される。
 - イ 競技場内でアナウンス等により紹介されることがある。
 - ウ 競技会場外の掲示板等に掲載されることがある。
 - エ 組み合わせ等の内容が大会関連ホームページに掲載されることがある。
 - オ 氏名・学校名・学年については、報道の正確性を期すため、大会開催前に報道機関に提供することがある。
- (2) 競技結果(記録)等の取り扱い
 - ア 新聞・雑誌及び宮崎県高等学校体育連盟等関連HP等で公開されることがある。
 - イ 大会プログラム掲載の個人情報とともに掲載される。
 - ウ 新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)は、次年度以降のプログラムに掲載されることがある。
- (3) 肖像権に関する取り扱い
 - ア 県高体連で許可を受けた雑誌・新聞及び宮崎県高等学校体育等連盟HP等で公開されることがある。
 - イ 県高体連で許可を受けた映像が競技結果報道等に配信されることがある。
- (4) 対応について
 - ア 取得した個人情報を前記利用目的以外に使用されることはない。
 - イ 参加申込書の提出により、前記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
 - ウ 大会役員、競技役員、運営委員、その他各種の委員や補助員等大会関係者及び会場に来られた観客については、前記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

14 大会役員構成基準 別表①のとおり

区分 役員名	高 体 連	県スポーツ 協 会	県 教 委	県各競 技団体	開催地	報 道 機 関	そ の 他
名 誉 会 長			教 育 長				
名誉副会長			副 教 育 長				
会 長	会 長						
副 会 長	副 会 長 開催地区支部長		ス ポ ー ツ 振 興 課 長				
名 誉 顧 問	学 校 長 協 会 長 私 立 高 校 協 会 長	会 長	教 育 委 員 長				県 知 事 県 議 会 議 長 県 議 会 文 教 委 員 長
顧 問	顧 問	副 会 長	教 育 委 員	会 長	市町村長 市教育長	各放送局長 各新聞社 社長・局長	ス ポ ー ツ 施 設 協 会 事 務 局 長 県スポーツ指導センター所長 各 会 場 所 属 長
参 与	評 議 員	専務理事	各 課 長 スポーツ振興課補佐 スポーツ振興課主幹 スポーツ振興課副主幹	理 事 長		事 務 部 長 運 動 部 長	各 会 場 担 当 職 員
大会委員長	理 事 長						
大会副委員長	競 技 運 営 委 員 長 開催地区支部理事長 高体連事務局総務担当		ス ポ ー ツ 振 興 課 学 校 体 育 担 当				
委 員			ス ポ ー ツ 振 興 課 各 指 導 主 事				

15 競技別競技会役員編成基準 別表②のとおり

区分 役員名	高 体 連	各 競 技 団 体	開 催 地
名 誉 会 長		会 長	
名 誉 副 会 長			市 町 村 長
会 長	会 長		
副 会 長	副 会 長 ・ 専 門 部 部 長		
顧 問	顧 問 ・ 開 催 地 区 支 部 長 ・ 会 場 校 校 長	副 会 長	議 会 議 長 ・ 助 役 ・ 教 育 長 ・ 報 道 関 係
参 与	参 加 加 盟 校 校 長	理 事 長	主 管 課 長
委 員 長	理 事 長		
副 委 員 長	専 門 委 員 長 ・ 競 技 運 営 委 員 長 ・ 開 催 地 支 部 理 事 長		
委 員	事 務 局 員 ・ 専 門 委 員 ・ 会 場 職 員	事 務 局 員 ・ 理 事	教 育 委 員 会 職 員 ・ 競 技 団 体 理 事
備 考	開催地・報道関係については必要があれば加えることができる。		

16 競技役員委嘱基準

- (1) 競技役員は大会参加校の教職員に委嘱することを原則とする。
- (2) やむを得ず(1)の原則を超える場合は、会長の承認を得ること。
- (3) (2)の場合はできるだけ会場地の近距離の地域より順次委嘱することを原則とする。

17 生徒補助役員

生徒補助役員は加盟校に委嘱する。ただし、委嘱は原則として参加校とする。

18 各競技の実施要項

- (1) 実施する競技要項については各競技専門部で作成し、前年度2月下旬までに高体連事務局に提出するものとする。
- (2) 競技要項に記載する内容は次のとおりとする。
 - ①大会名称 ②主催・後援・主管 ③期日 ④会場 ⑤競技日程 ⑥競技規定 ⑦競技方法 ⑧引率・監督
 - ⑨参加資格 ⑩参加制限 ⑪参加申込(方法・期日) ⑫表彰 ⑬宿泊 ⑭諸会議 ⑮組合せ・抽選 ⑯連絡事項
 - ⑰個人情報保護方針
- (3) 各競技種目の実施要項及び申し込み用紙は第1回常任理事会・理事会の承認を得て、宮崎県高等学校体育連盟ホームページに公開する。

19 参加申込み

- 1 当該学校長が学校医と連署して所定の様式により、当該競技専門部長あてに申し込むものとする。学校参加申込書については、所定の様式により必要事項を記入し、高体連事務局に提出する。
- 2 申し込み期限は4月下旬を原則とする。

20 大会参加料

エントリー選手一人400円とする。ただし、非加盟校が参加する場合は一人1,500円とする。

21 出場権獲得

- (1) 団体1位は全国高校総体の県代表を取得する。ただし1位・2位が欠場する場合は3位以下順位に従って出場権を取得する。
- (2) 団体1位、2位は(駅伝については3位)全九州高校大会の競技要項により県代表権を取得する。ただし1位、2位に欠場ある場合は3位以下順位に従って出場権を取得する。
- (3) 個人は全国高校総体、全九州高校大会の競技要項により順位に従って県代表権を取得する。

22 大会の式典

- (1) 原則として、総合開会式は行わず、種目別会場において開始式を実施する。
- (2) 閉会式はそれぞれの競技種目別会場で行う。

23 表 彰 種目別に団体、個人ともに3位までの賞状授与を原則とする。

24 大会標章 大会標章は高体連マークとする。

25 プログラム

- (1) プログラムは「総合誌Soutai」と種目別プログラムとする。
- (2) プログラムは有料で頒布する。ただし次については無料とする。
 - ①「総合誌Soutai」・・・大会役員・種目別競技専門部・報道・招待者(各1部)、各高校本部(3部)、
 - ②競技種目別プログラム・・・高体連本部(5部)、各参加チーム・競技役員・報道(各1部)

26 参加校選手団本部役員編成

- (1) 各参加校選手団本部役員名は、団長、副団長、総監督、総務とする。
- (2) 本部役員は申し込みと同時に、高体連事務局に申し込まなければならない。

27 大会の経費

大会の準備、ならびに運営のための経費は、高体連大会運営費、各専門部に配布する運営費、補助金及び寄付金等で充当する。

28 宿 泊

- (1) 大会運営上宿泊が必要な場合、大会役員の宿舎は高体連事務局が、競技役員の宿舎は当該競技専門部が準備する。
参加校関係の宿舎のあっせんは一切行わない。

29 交 通

できる限り大会参加者の参集、および競技に必要な交通上の便宜をはかるものとする。

30 競技成績の報告

- (1) 各種目とも大会終了後2週間以内に、精算書を高体連事務局に報告するものとする。
(2) 大会終了後ただちに九州大会、全国大会出場決定者ならびに決定校を高体連事務局に連絡する。

31 大会中の安全管理

大会の運営においては、健康安全、傷害予防、応急処置の面にできるだけ配慮するが、その後は各学校で独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定に基づいて処置すること。

32 抽選および組合せ

競技運営委員立ち会いのもとに各種目専門部で決定する。

7 宮崎県高等学校新人総合体育大会開催基準要項

昭和47年	3月17日制定	平成27年	4月16日改訂
昭和49年	3月20日改訂	平成31年	4月1日改訂
平成22年	4月1日改訂	令和3年	4月1日改訂
		令和6年	4月1日改訂

1 主 旨

宮崎県高等学校教育活動の一環として、高等学校1・2年生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健全な高等学校の1・2年生を育成するとともに、高等学校1・2年生の相互の親睦をはかるものである。

2 実施方針

- (1) 大会の実施にあたっては、県教育委員会と共同主催とし、円滑な運営を期するため、公益財団法人宮崎県スポーツ協会、関係競技団体・関係諸機関等と緊密な連携をとり、協力を得ながら、1・2年生に教育的配慮のもとに大会の充実を期する。
- (2) 県下高校1・2年生にスポーツの普及振興と競技水準の向上をはかるとともに、強じんな身体と公正明朗な精神ならびに友情を育てるように努める。
- (3) 競技会場は加盟校の施設及び公共施設の活用を原則とする。

3 主 催

宮崎県高等学校体育連盟・宮崎県教育委員会

4 後 援

公益財団法人宮崎県スポーツ協会・宮崎県各競技団体・開催地関係機関とし、報道機関を加えることができる。

5 主 管

会場地区高体連支部・当該競技専門部

6 大会の開催ならびに期間

- (1) 大会開催の時期は2学期または3学期とする。
- (2) 各競技の会場地は参加経費等を配慮し、各競技専門部で立案し、理事会で決定する。
- (3) 各競技日数は、3日を超えないことを原則とする。但し、天候・害その他特殊事情の場合は、大会本部と別途審議する。

7 大会の運営

- (1) 大会の円滑な運営を期するため、当該競技専門委員会及び監督会議を開催することができる。
- (2) 各競技の運営は、各競技専門部が会場地区高体連支部並びに当該競技団体と提携しながらあたる。

8 大会の名称

令和〇年度 宮崎県高等学校新人総合体育大会 第〇〇回 〇〇〇〇競技大会

9 大会の内容

全国高校選抜大会等、高体連が主催する大会の予選会を兼ねることができる。

10 大会の規模

(1) 競技種目を次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|---------------|-----------|-------------|
| ①陸上競技 | ②体操競技 | ③水泳競技 | ④バスケットボール競技 |
| ⑤バレーボール競技 | ⑥卓球競技 | ⑦ソフトテニス競技 | ⑧テニス競技 |
| ⑨サッカー競技 | ⑩ラグビーフットボール競技 | ⑪ソフトボール競技 | ⑫ハンドボール競技 |
| ⑬ウエイトリフティング競技 | ⑭登山競技 | ⑮レスリング競技 | ⑯柔道競技 |
| ⑰剣道競技 | ⑱弓道競技 | ⑲バドミントン競技 | ⑳ホッケー競技 |
| ㉑空手道競技 | ㉒ローイング競技 | ㉓フェンシング競技 | ㉔ヨット競技 |
| ㉕自転車競技 | ㉖ボクシング競技 | ㉗馬術競技 | ㉘なぎなた競技 |
| ㉙駅伝 | ㉚相撲競技 | ㉛少林寺拳法競技 | ㉜カヌー競技 |
| ㉝アーチェリー競技 | | | |

(2) 競技方法は学校対抗競技とする。

11 引率・監督について

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（地方公務員法第22条の2に示された者）も可とする。但し、当該都道府県高体連会長に事前に届け出ること。
- (2) 監督・コーチは校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- (3) 但し、県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

- (1) 参加者は宮崎県高等学校体育連盟に加盟している高等学校（中等教育学校・工業高等専門学校を含む）の生徒1・2年生であること
- (2) 当該競技団体に当該年度登録競技者であること。
- (3) 年齢は、平成18年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場回数は同一競技2回までとする。
- (4) チームの編成において、全日制の課程と定時制・通信制の課程との生徒の混成は認めない。
- (5) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。但し、一家転住等やむを得ない場合は、所属高等学校長の申請により、県高体連会長の認可があれば、この限りではない。
- (6) 参加する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
- (7) 上記の条件に違反した場合、または高等学校生徒として品位を保てないと認めた時は、出場を停止させることができる。
- (8) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる参加は認める。
- (9) 参加資格の特例：上記(1)に定める生徒以外で、(2)～(7)の大会参加資格を満たし、且つ、県高等学校体育連盟が承認した生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

〔大会参加資格の別途に定める規定〕

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、宮崎県高等学校体育大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する学校にあっては、学齢・修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校による生徒の混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、県高等学校体育大会予選から参加が認められ、全国・九州大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が学校教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の大会開催基準要項を遵守し、競技大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある職員が引率するとともに、万一の事故に備えて傷害保険等に加入しておくなど、万全の対策を講じておくこと。
 - ウ 大会参加に関する経費については、高等学校の会費に準ずる額の負担金を納入するものとする。
- 3 部員不足等による合同チームでの参加については別途規定を定める。(9. 合同チームの大会参加規定)

13 個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

- (1) 参加申込書に掲載された個人情報の取り扱い
 - ア 大会プログラムに掲載される。
 - イ 競技場内でアナウンス等により紹介されることがある。
 - ウ 競技会場外の掲示板等に掲載されることがある。
 - エ 組み合わせ等の内容が大会関連ホームページに掲載されることがある。
 - オ 氏名・学校名・学年については、報道の正確性を期すため、大会開催前に報道機関に提供することがある。
- (2) 競技結果（記録）等の取り扱い
 - ア 新聞・雑誌及び宮崎県高等学校体育連盟等関連HP等で公開されることがある。
 - イ 大会プログラム掲載の個人情報とともに掲載される。
 - ウ 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）は、次年度以降のプログラムに掲載されることがある。
- (3) 肖像権に関する取り扱い
 - ア 県高体連で許可を受けた雑誌・新聞及び宮崎県高等学校体育等連盟HP等で公開されることがある。
 - イ 県高体連で許可を受けた映像が競技結果報道等に配信されることがある。
- (4) 対応について
 - ア 取得した個人情報を前記利用目的以外に使用されることはない。
 - イ 参加申込書の提出により、前記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
 - ウ 大会役員、競技役員、運営委員、その他各種の委員や補助員等大会関係者及び会場に来られた観客については、前記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

14 大会役員構成基準 別表③のとおり

区分 役員名	高 体 連	県 教 委	競技団 体	会 場 地	そ の 他
名 誉 会 長		教 育 長			
名 誉 副 会 長			会 長	市 町 村 長	
会 長	会 長				
副 会 長	副会長・開催地区支部長・専門部長				
顧 問	顧 問	ス ポ ー ツ 振 興 課 長		教 育 長	後 援 団 体 長
参 与	参 加 校 校 長		理 事 長	主 管 課 長	
大 会 委 員 長	理 事 長				
大会副委員長	開 催 地 支 部 理 事 長 専 門 委 員 長	ス ポ ー ツ 振 興 課 学 校 体 育 担 当 主 幹 (副 主 幹)			
委 員	副理事長・専門委員・事務局長・会場校職員	スポーツ振興課・学校体育担当指導主事		主 管 課 職 員	

※会場地・報道関係等については、必要があれば加えることができる。

15 競技役員委嘱基準

- (1) 競技役員は大会参加校の教職員に委嘱することを原則とする。
- (2) やむを得ず(1)の原則を超える場合は、会長の承認を得ること。
- (3) (2)の場合はできるだけ会場地の近距離の地域より順次委嘱することを原則とする。

16 生徒補助役員

生徒補助役員は、加盟校より委嘱する。但し、委嘱は参加校を原則とする。

17 各競技の実施要項

- (1) 実施する競技要項については各競技専門部で作成し、前年度3月上旬までに高体連事務局に提出するものとする。
- (2) 競技要項に記載する内容は次のとおりとする。
 - ①主催・後援・主管 ②実施期日(開会式・競技・閉会式) ③会場 ④競技規定 ⑤競技方法 ⑥参加資格
 - ⑦参加制限 ⑧参加申込(方法・場所・期日・申込書類) ⑨表彰 ⑩宿泊 ⑪諸会議 ⑫組合せ・抽選 ⑬連絡事項
- (3) 申込先は県高体連当該専門委員長宛とする。
- (4) 宿泊料は当該年度高体連協定料金以内とする。
- (5) 申込期限は開催予定日の3週間前とする。

18 大会参加料

エントリー選手一人400円とする。ただし、非加盟校が参加する場合は一人1,500円とする。

19 式 典

開閉会式は大会期間内の会場で行う。

20 表 彰

種目別、男女別に団体・個人ともに3位までの賞状授与を原則とする。

21 プログラム

- (1) 大会1週間前に作成のうえ、3部を事務局に必着するように手配する。
- (2) 1部を無料で参加校に配布し、その他は希望により実費頒布することができる。

22 大会の経費

大会の準備・運営のための経費は、高体連競技会費及び寄付金並びに助成金で充当する。

23 競技成績の報告

大会終了後2週間以内に、競技成績2部に短評を加え、決算書とともに事務局に報告するものとする。

24 大会中の安全管理

大会の運営においては、健康安全、傷害予防、応急処置の面にできるだけ配慮するが、その後は各学校で独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定に基づいて処置すること。

25 抽選および組合せ

関係競技専門部で行う。

26 そ の 他

必要事項については、県高校総体基準要項に準ずる。

8 宮崎県高等学校一年生体育大会開催基準要項

昭和52年 3月15日制定 平成31年 4月 1日改訂
平成27年 4月16日改訂 令和 3年 4月 1日改訂
平成30年 4月16日改訂 令和 6年 4月 1日改訂

1 主 旨

宮崎県高等学校教育活動の一環として、高等学校1年生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健全な高等学校の1年生を育成するとともに、高等学校1年生の相互の親睦をはかるものである。

2 実施方針

- (1) 大会の実施にあたっては、県教育委員会と共同主催とし、円滑な運営を期するため、県体育協会・関係競技団体・関係諸機関等と緊密な連携をとり、協力を得ながら、教育的配慮のもとに大会の充実を期する。
- (2) 県下高校1年生にスポーツの普及振興と競技水準の向上をはかるとともに、強い身体と公正明朗な精神ならびに友情を育てるように努める。
- (3) 競技会場は加盟校の施設及び公共施設の活用を原則とする。

3 主 催

宮崎県高等学校体育連盟・宮崎県教育委員会

4 後 援

公益財団法人宮崎県スポーツ協会・宮崎県関係競技団体・会場地関係機関団体とする。

5 主 管

会場地区高体連支部・当該競技専門部

6 大会の開催ならびに期間

- (1) 大会開催の時期は夏季休暇中を原則とする。
- (2) 各競技の会場地は参加経費等を配慮し、各競技専門部で立案し、理事会で決定する。
- (3) 各競技日数は、3日を超えないことを原則とする。ただし、天候・災害その他特殊事情の場合は、大会本部と別途審議する。

7 大会の運営

- (1) 大会の円滑な運営を期するため、当該競技専門委員会及び監督会議を開催することができる。
- (2) 各競技の運営は、各競技専門部が会場地区高体連支部並びに当該競技団体と提携しながらあたる。

8 大会の名称

令和〇年度 第〇〇回宮崎県高等学校一年生体育大会〇〇〇〇競技大会

9 大会の規模

(1) 競技種目を次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|---------------|-----------|-------------|
| ①陸上競技 | ②体操競技 | ③水泳競技 | ④バスケットボール競技 |
| ⑤バレーボール競技 | ⑥卓球競技 | ⑦ソフトテニス競技 | ⑧テニス競技 |
| ⑨サッカー競技 | ⑩ラグビーフットボール競技 | ⑪ソフトボール競技 | ⑫ハンドボール競技 |
| ⑬ウエイトリフティング競技 | ⑭登山競技 | ⑮レスリング競技 | ⑯柔道競技 |
| ⑰剣道競技 | ⑱弓道競技 | ⑲バドミントン競技 | ⑳ホッケー競技 |
| ㉑空手道競技 | ㉒ローイング競技 | ㉓ヨット競技 | |

(2) 競技方法は学校対抗競技とする。

10 大会参加資格

- (1) 参加者は宮崎県高等学校体育連盟に加盟している高等学校（中等教育学校・工業高等専門学校を含む）1年生であること
- (2) 当該競技団体に当該年度登録競技者であること。
- (3) 年齢は、平成19年4月2日以降に生まれた者とする。但し、同一競技での出場は1回限りとする。
- (4) チームの編成において、全日制の課程と定時制・通信制の課程との生徒の混成は認めない。
- (5) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。但し、一家転住等やむを得ない場合は、所属高等学校長の申請により、県高体連会長の認可があれば、この限りではない。
- (6) 参加する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
- (7) 上記の条件に違反した場合、または高等学校生徒として品位を保てないと認めた時は、出場を停止させることができる。
- (8) 参加資格の特例：上記(1)に定める生徒以外で、(2)～(7)の大会参加資格を満たし、且つ、県高等学校体育連盟が承認した生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

〔大会参加資格の別途に定める規定〕

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、宮崎県高等学校体育大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する学校にあっては、学齢・就業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校による生徒の混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が学校教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 宮崎県高等学校体育連盟の大会開催基準要項を遵守し、競技大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある職員が引率するとともに、万一の事故に備えて傷害保険等に加入しておくなど、万全の対策を講じておくこと。
 - ウ 大会参加に関する経費については、高等学校の会費に準ずる額の負担金を納入するものとする。
- 3 部員不足等による合同チームでの参加については別途規定を定める。(9. 合同チームの大会参加規定)

11 引率・監督について

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（地方公務員法第22条の2に示された者）も可とする。但し、当該都道府県高体連会長に事前に届け出ること。
- (2) 監督・コーチは校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- (3) 但し、県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

12 個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

- (1) 参加申込書に掲載された個人情報の取り扱い
 - ア 大会プログラムに掲載される。
 - イ 競技場内でアナウンス等により紹介されることがある。
 - ウ 競技会場外の掲示板等に掲載されることがある。
 - エ 組み合わせ等の内容が大会関連ホームページに掲載されることがある。
 - オ 氏名・学校名・学年については、報道の正確性を期すため、大会開催前に報道機関に提供することがある。
- (2) 競技結果（記録）等の取り扱い
 - ア 新聞・雑誌及び宮崎県高等学校体育連盟等関連HP等で公開されることがある。
 - イ 大会プログラム掲載の個人情報とともに掲載される。
 - ウ 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）は、次年度以降のプログラムに掲載されることがある。
- (3) 肖像権に関する取り扱い
 - ア 県高体連で許可を受けた雑誌・新聞及び宮崎県高等学校体育等連盟HP等で公開されることがある。
 - イ 県高体連で許可を受けた映像が競技結果報道等に配信されることがある。
- (4) 対応について
 - ア 取得した個人情報を前記利用目的以外に使用されることはない。
 - イ 参加申込書の提出により、前記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
 - ウ 大会役員、競技役員、運営委員、その他各種の委員や補助員等大会関係者及び会場に来られた観客については、前記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

13 大会役員構成基準 別表④のとおり

区分 役員名	高 体 連	県 教 委	競 技 団 体	会 場 地	そ の 他
名 誉 会 長		教 育 長			
名 誉 副 会 長			会 長	市 町 村 長	
会 長	会 長				
副 会 長	副 会 長 開 催 地 支 部 長 専 門 部 長				
顧 問	顧 問	ス ポー ツ 振 興 課 長		教 育 長	後 援 団 体 長
参 与	参 加 校 校 長		理 事 長	主 管 課 長	
大 会 委 員 長	理 事 長				
大 会 副 委 員 長	開 催 地 支 部 理 事 長 専 門 委 員 長	学 校 体 育 担 当 主 幹 (副 主 幹)			
委 員	副 理 事 長 専 門 委 員 事 務 局 長 会 場 校 職 員	学 校 体 育 担 当 指 導 主 事		主 管 課 職 員	

14 競技役員委嘱基準

- (1) 競技役員は大会参加校の教職員に委嘱することを原則とする。
- (2) やむを得ず(1)の原則を超える場合は、会長の承認を得ること。
- (3) (2)の場合はできるだけ会場地の近距離の地域より順次委嘱することを原則とする。

15 生徒補助役員

生徒補助役員は、加盟校より委嘱する。但し、委嘱は参加校を原則とする。

16 各競技の実施要項

- (1) 実施する競技要項については各競技専門部で作成し、前年度3月上旬までに高体連事務局に提出するものとする。
- (2) 競技要項に記載する内容は次のとおりとする。
 - ①主催・後援・主管 ②実施期日(開会式・競技・閉会式) ③会場 ④競技規定 ⑤競技方法 ⑥参加資格
 - ⑦参加制限 ⑧参加申込(方法・場所・期日・書類) ⑨表彰 ⑩宿泊 ⑪諸会議 ⑫組合せ・抽選 ⑬連絡事項
- (3) 申込先は県高体連当該専門委員長宛とする。
- (4) 宿泊料は当該年度高体連協定料金以内とする。
- (5) 申込期限は開催予定日の3週間前とする。

17 大会参加料

エントリー選手一人400円とする。ただし、非加盟校が参加する場合は一人1,500円とする。

18 式典

開閉会式は大会期間内の会場で行う。

19 表彰

種目別、男女別に団体・個人ともに3位までの賞状授与を原則とする。

20 プログラム

- (1) 大会1週間前に作成のうえ、3部を事務局に必着するように手配する。
- (2) 1部を無料で参加校に配布し、その他は希望により実費頒布することができる。

21 大会の経費

大会の準備・運営のための経費は、高体連競技会費及び寄付金並びに助成金で充当する。

22 競技成績の報告

大会終了後2週間以内に、競技成績2部に短評を加え、決算書とともに事務局に報告するものとする。

23 大会中の安全管理

大会の運営においては、健康安全、傷害予防、応急処置の面にできるだけ配慮するが、その後は各学校で独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定に基づいて処置すること。

24 抽選および組合せ

関係競技専門部で行う。

25 その他

必要事項については、県高校総体基準要項に準ずる。

9 合同チームの大会参加規程

宮崎県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が主催する大会への複数校合同によるチームの参加について、教育的配慮のもと、運動部活動の振興及び活性化等の目的で、次のように定める。

（1）大会参加を認めるための要件

- ①複数校合同チームでの参加を希望する関係学校長の参加要望があること。（お互いの学校とも、競技人数が満たない《エントリー数ではない》こととする。）
- ②当該合同チームの大会参加について、専門部からの参加要望があること。（チーム編成は、部員不足校の救済処置であることから、競技力強化を目的とする意図的な合同チームでないかを判断する）
- ③合同チームを構成する学校は、本連盟支部内の学校であることを原則とする。
- ④合同チームを構成する学校同士は合同練習等を行い、安全に大会参加するよう努めること。
- ⑤特別な事情がある場合は、別途考慮する。

（2）大会参加を認める競技種目

対象大会・競技は専門部の認めた下記の競技種目とする。なお、参加条件の詳細については、県高体連HP掲載「合同チーム参加条件」を参照すること。

- ①高校総体：駅伝・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・サッカー・ラグビー・ソフトボール
ハンドボール・登山・ホッケー・ローイング・水球
- ②1年生大会：新体操・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・サッカー・ラグビー・ソフトボール
ハンドボール・登山・ホッケー・ローイング
- ③新人大会：駅伝・新体操・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・サッカー・ラグビー
ソフトボール・ハンドボール・登山・ホッケー・ローイング・水球
- ④特別な事情がある場合は、別途考慮する。

（3）大会参加申請の手順

- ①参加を希望する学校（部顧問）は、学校長及び各競技専門委員長に了承を得ること。
- ②参加を認められた場合は、申込書に合同チームで参加することを明記して、専門部に提出すること。
- ③各競技専門委員長は、大会前までに別紙（様式①）を高体連事務局にメールで提出すること。

（4）その他

- ①各学校の選手は、学校長の認めた職員及び部活動指導員によって引率されるが、使用ユニフォーム、監督、コーチ等の役割は話し合いによって決定することとする。
- ②表彰は、各学校にそれぞれ賞状を授与する。
- ③競技方法及び上位大会への出場権決定については、次のいずれかを選択し、実施要項に明記しておく。
 - ア 合同チームと正規の単独チームと同じ競技組み合わせにより行う。但し、上位大会への出場資格決定方法及び競技運営方法については各専門部に一任する。この決定方法は、「実施要項」と、別表「合同チーム参加条件」へ明記し十分に周知を図ること。上位大会出場等に連動しない競技は、同じ組み合わせにより実施する。
 - イ 合同チームと正規の単独チームの競技組み合わせを別々に実施する。上位大会への出場資格については、正規の単独チームに与えることとする。

10 宮崎県高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項

昭和63年12月 8日制定

平成31年 4月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂

令和 6年 4月12日改訂

1 主 旨

宮崎県高等学校教育活動の一環として、高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、生徒の健全な心身の育成とともに定時制通信制高等学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

2 実施方針

- (1) 大会の実施にあたっては、県教育委員会、県高等学校定時制通信制教育協議会、県高等学校定時制通信制教育振興会ならびに関係諸機関と緊密な連携をとり、協力を得ながら、教育的配慮のもとに大会の充実を図る。
- (2) 県高等学校定時制通信制体育大会に対する関係各位の理解と協力を求めながら、県下高等学校スポーツの普及振興と競技水準の向上をはかるとともに、強じんな身体と公正明朗な精神ならびに友情を育てるように努める。
- (3) 競技会場は加盟高等学校の施設および公共施設の活用を原則とする。

3 主 催 宮崎県高等学校体育連盟・宮崎県教育委員会

4 後 援 公益財団法人宮崎県スポーツ協会・宮崎県関係競技団体・開催地関係機関 宮崎県高等学校定時制通信制教育振興会・宮崎県高等学校定時制通信制教育協議会

5 主 管 宮崎県高等学校体育連盟定通委員会

6 大会の開催ならびに期間

- (1) 大会は原則として6月中に開催する。
- (2) 大会の開催地は原則として宮崎市とする。
- (3) 各種目別日数は原則として1日とする。但し、天候・災害その他特殊事情の場合は別途審議する。

7 大会開催の決定

大会の期日・場所・及び規模については年度ごとに本連盟運営委員会定通部と県定時制通信制教育協議会の合同会議で立案し、理事会・評議員会で審議決定する。

8 大会の運営

- (1) 大会の円滑な準備運営を期するため事前に代表者会議・合同競技専門委員会を開催することができる。
- (2) 各競技の運営は、本連盟定通委員会が関係競技専門部・開催地区高体連支部・関係競技団体と提携しながら、これにあたる。

9 大会の名称

令和〇年度 宮崎県高等学校定時制通信制体育大会 第〇〇回 〇〇〇〇競技大会 兼 第〇〇回全国高等学校定時制通信制体育大会予選会

10 大会の内容

(1) 競技種目を次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|-------------|-----------|-------|
| ①軟式野球競技 | ②卓球競技 | ③バレーボール競技 | ④剣道競技 |
| ⑤柔道競技 | ⑥バスケットボール競技 | ⑦バドミントン競技 | |

(2) ①～⑦までの競技は全国高等学校定時制通信制体育大会県予選会を兼ねる。

(3) 競技方法は学校対抗競技とする。

11 引率監督について

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。

また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（地方公務員法第 22 条の 2 に示された者）も可とする。但し、当該都道府県高体連会長に事前に届け出ること。

(2) 監督・コーチは校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

(3) 但し、県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

12 参加資格

(1) 参加者は宮崎県高等学校体育連盟に加盟している高等学校生徒であること。

(2) 当該種目の全国高等学校定時制通信制体育大会要項に定める資格の該当者であること。

(3) 参加する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。

(4) 学校対抗の競技は、定時制・通信制の課程の生徒の混成は認めない。

(5) 同一生徒の出場回数は 4 回までとし、年齢については制限しない。

(6) 上記条件に違反した場合、又は高等学校生徒として品位を保てないと認めた時は、出場停止させることができる

(7) 参加資格の特例：上記（1）に定める生徒以外で、（2）～（6）の大会参加資格を満たし、且つ、県高等学校体育連盟が承認した生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

〔大会参加資格の別途に定める規定〕

1 学校教育法第 7 2 条、1 1 5 条、1 2 4 条及び 1 3 4 条の学校に在籍し、宮崎県高等学校体育大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する学校にあっては、学齢・修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校による生徒の混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、県高等学校体育大会予選から参加が認められ、全国・九州大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあっては、部活動が学校教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の大会開催基準要項を遵守し、競技大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある職員が引率するとともに、万一の事故に備えて傷害保険等に加入しておくなど、万全の対策を講じておくこと。

ウ 大会参加に関する経費については、高等学校の会費に準ずる額の負担金を納入するものとする。

3 部員不足等による合同チームでの参加については別途規定を定める。（9. 合同チームの大会参加規定）

13 大会役員構成基準

別表⑤のとおり

区分 役員名	高体連	県スポーツ協会	県教委	県各競技団体	開催地	報道機関	その他
名誉会長			教育長				
名誉副会長			教育次長				
会長	会長						
副会長	副会長・開催地区支部長		スポーツ振興課長				
名誉顧問	学校長協会会長 私立高校協会会長	会長	教育委員長				県知事 県議会議長 県議会文教委員長
顧問	顧問	副会長	教育委員	会長	市町村長 市教育長	各放送局長 各新聞社社長・局長	スポーツ施設協会事務局長 各会場所属長
参与	評議員	専務理事	各課長 スポーツ振興課 (補佐・主幹・副主幹)	理事長		事務部長 運動部長	各会場担当職員
大会委員長	理事長						
大会副委員長	競技運営委員長 開催地区支部理事長 高体連事務局総務担当		スポーツ振興課 学校体育担当				
委員	県高体連定通委員会委員		スポーツ振興課 各指導主事				

14 競技役員委嘱基準

- (1) 競技役員は大会参加校の教職員に委嘱することを原則とする。
- (2) やむを得ず(1)の原則を超える場合は、会長の承認を得ること。
- (3) (2)の場合はできるだけ会場地の近距離の地域より順次委嘱することを原則とする。

15 生徒補助役員 生徒補助役員は加盟校に委嘱することを原則とする。

16 開催地実行委員会

- (1) 定通委員会は円滑な大会の準備運営のため高体連定通運営委員所属校に実行委員会を設置し事務局を設ける。
- (2) 実行委員会は次の事項について常任理事会の承認を得なければならない。
 - ①委員会役員 ②大会運営の予算と決算 ③競技場の計画
 - ④宿泊料金 ⑤報告書の作成 ⑥その他常任理事会で必要と認める事項
- (3) 実行委員会の構成は、定通教育協議会・開催地区の定通委員会ならびに定通理事で組織する。

17 各競技の実施要項

- (1) 実施する競技要項については高体連定通部で作成し、前年度2月下旬までに高体連事務局に提出するものとする。
- (2) 競技要項に記載する内容は次のとおりとする。
 - ①主催・後援・主管 ②実施期日 ③会場 ④競技規定 ⑤競技方法 ⑥参加資格 ⑦参加制限
 - ⑧参加申込(方法・場所・期日・書類) ⑨表彰 ⑩宿泊 ⑪諸会議 ⑫組合せ・抽選 ⑬連絡事項
- (3) 各競技種目の実施要項および申し込み用紙は第1回定期理事会(4月20日頃)を通じて、宮崎県高等学校体育連盟事務局から各加盟校校長あてに送付する。

18 参加申込み

- (1) 当該学校長が学校医と連署して所定の様式により、当該競技専門部長あてに申し込むものとする。
- (2) 申し込み期限は5月末日とする。

19 大会参加料 エントリー選手一人200円とする。非加盟校が参加する場合は一人1,500円とする。

20 大会式典 開会式、閉会式は種目別に行う。

21 表彰 種目別、男女別に団体・個人ともに3位までの賞状授与を原則とする。

22 大会の経費 大会の準備、ならびに運営のための経費は、高体連が定通部運営委員会に配布する運営費・寄付金等で充当する。

23 プログラム プログラムは競技別プログラムとする。

24 競技成績の報告

各種目とも大会終了後2週間以内に、競技成績2部に短評を加え、決算書とともに定通部長を通じて高体連事務局ならびに定通事務局に報告するものとする。

25 事務局 事務局は県高等学校定時制通信制教育協議会長の所在校に置く。

26 その他

- (1) 全国高等学校定時制通信制体育大会出場者が決定したらただちに事務局に連絡する。
- (2) 競技組合せと抽選については実行委員会で行う。できる限り大会参加者の参集、および競技に必要な交通上の便宜をはかるものとする。

附 記

この規定は昭和50年4月1日より実施する。

昭和61年5月22日 一部改正 平成22年4月 1日 一部改正